

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

台風や地震時には、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐことで救助活動の円滑化を図り、電柱の倒壊や電線の切断による長期停電等を防ぐ必要があります。また、狭い道路において、電柱は歩行者や車いす利用者の安全な通行を阻害し、林立する電柱や輻輳する電線は都市景観を阻害します。

このため、無電柱化の推進は「防災」、「安全・快適」、「景観」の視点から必要な取組となっています。

国においては、2016年に無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）」（以下、「無電柱化法」という。）が定められ、2018年には無電柱化法に基づく「無電柱化推進計画」が策定されました。また、東京都では2017年に無電柱化の更なる推進に向けて「東京都無電柱化推進条例」が施行され、2018年に「東京都無電柱化計画」が策定されました。

こうした背景を踏まえ、町田市においても無電柱化法に基づいて「町田市無電柱化推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



図1 無電柱化の必要性

2 計画の目的

本計画は、「無電柱化の推進に関する基本方針」、「無電柱化推進計画の期間」、「無電柱化の推進に関する目標」及び「無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」を定め、町田市道^{※1}における無電柱化を計画的に推進することを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条第2項^{※2}に基づき、国の無電柱化推進計画や東京都の無電柱化計画に基づいて定める計画です。

また、本計画は関連計画である「町田市都市計画マスタープラン」、「町田市地域防災計画」、「町田市景観計画」、「町田市内の移動等円滑化の全体方針」、「町田市中心市街地まちづくり計画」、「東京都無電柱化推進計画」及び「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」との整合を図っています。

※1 町田市道

町田市道の無電柱化は本計画により推進し、都道の無電柱化は東京都の無電柱化計画や無電柱化推進計画により推進されます。

※2 無電柱化法第8条第2項

条項抜粋「市町村（特別区含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」

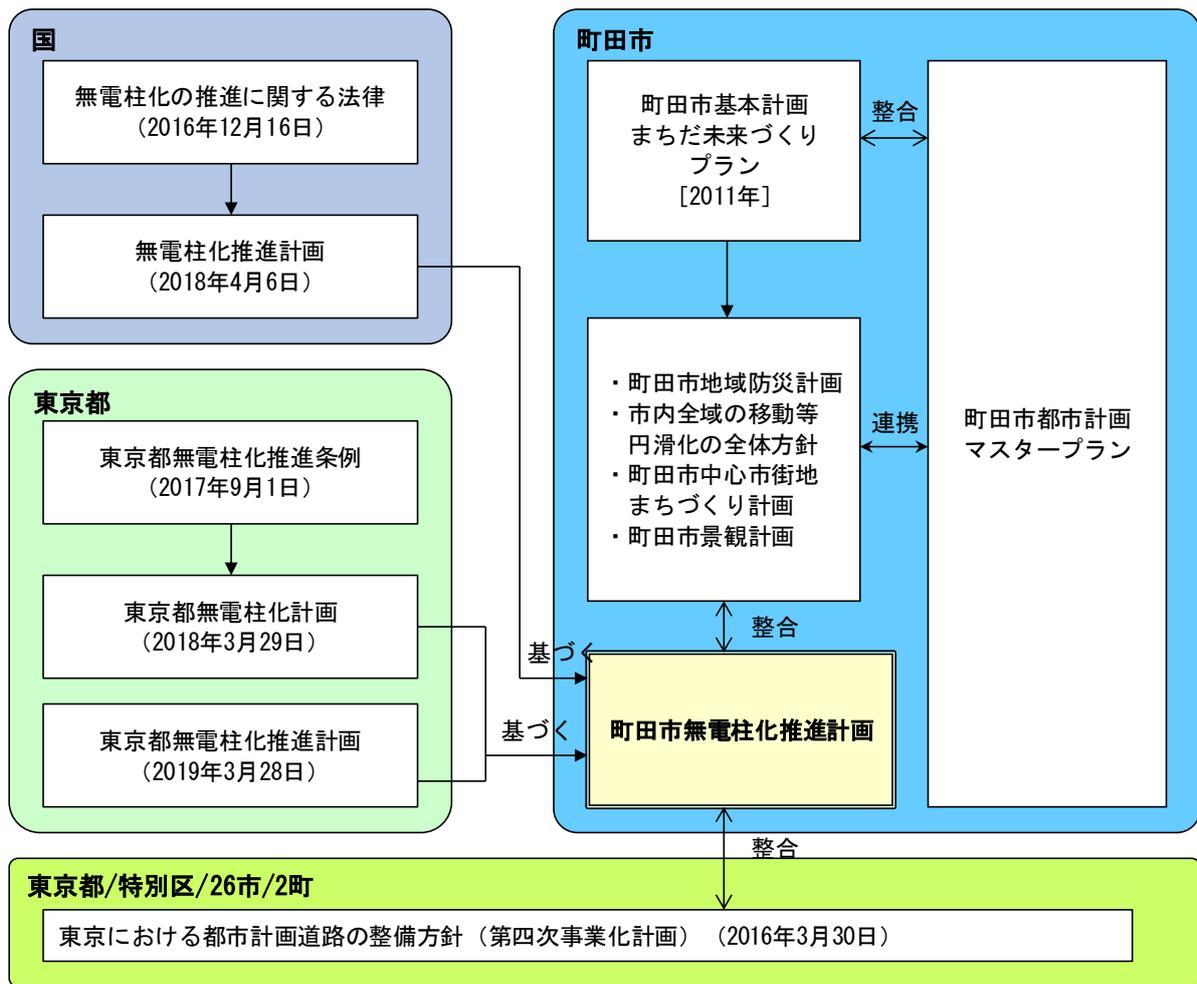


図2 町田市無電柱化推進計画の位置付け

第2章 無電柱化の概要

1 無電柱化の整備手法

無電柱化には、大きく分けて電柱地中化と電線類地中化の整備手法があり、それぞれの手法で、下図のとおり様々な整備手法があります。

1995年の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」^{※1}が施行された後は、国、東京都及び区市町村等の道路管理者が無電柱化を行う際、電線共同溝方式が主な整備手法となりました。^{※2}



図3 無電柱化の分類

※1 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝の整備指定をした道路では、新たな電柱や電線の占用を制限することが可能となります。

※2 原則、無電柱化は電線共同溝方式で行いますが、現地の状況次第で電線共同溝方式以外で無電柱化を行う可能性があります。